

報告第25号

地方公営企業法第30条第6項の規定に基づいて平成25年度尾道市水道事業会計
決算の状況を報告する。

平成26年9月8日提出

尾道市長 平谷祐宏

平成25年度尾道市水道事業報告書

目 次

第1 概 況	頁
(1) 総括事項	1 2
(2) 議会議決事項	1 5
(3) 行政官庁認可事項	1 5
(4) 職員に関する事項	1 6
(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項	1 6
第2 工 事	
(1) 建設・改良工事の概況	1 7
(2) その他の工事の概況	2 5
第3 業 務	
(1) 業務量に関する事項	2 7
(2) 事業収入に関する事項	2 8
(3) 事業費に関する事項	2 9
第4 会 計	
(1) 重要契約の要旨	3 0
(2) 企業債及び借入金の概況	3 3
(3) その他会計経理に関する重要事項	3 3
(4) そ の 他	3 6
第5 附属明細書	
(1) 収益費用明細書	3 7
(2) 固定資産明細書	4 4
(3) 企業債明細書	4 6
参 考 資 料	
(1) 資本的収入及び支出明細書	5 4
(2) 固定資産売却代金明細書	5 7
(3) 固定資産購入明細書	5 7

第1 概 況

(1) 総括事項

平成25年度の水道事業は、新市建設計画に計上され実施中の御調西部上水道拡張事業が2期目を迎え、一部供用を開始するなど未普及地域の解消は順調に進捗しております。水需要は、昨年度に引き続いて景気動向に左右される業務用を中心に大きく低迷しているほか、老朽化したポンプ場・配水池の整備改良を順次計画的に行うとともに、災害に備えた耐震管への布設替えに加え、御調西部上水道拡張事業への投資により資金需要が増大する厳しい財政状況にありました。

こうした中において、資産管理を適切に行うためのアセットマネジメントの作成を進めるとともに、内部資金を有効に活用して企業債借入の抑制に努めるなどコスト意識に徹した経営に努めてまいりました。

以下、本年度の決算概況について申し述べます。

< 業 務 >

本年度の業務概況は、下表のとおりです。

給 水 戸 数	給 水 人 口	配 水 量	有 収 水 量
60,009戸	134,438人	14,947,257 ^m ₃	13,949,671 ^m ₃

前年度と比較して、給水戸数は124戸(0.2%)減少、給水人口においても977人(0.7%)減少しておりますが、普及率は93.2%(前年度92.8%)となっております。

また、年間配水量は前年度に比べて93,422^m₃(0.6%)減量し、一日最大配水量は46,999^m₃(前年度47,602^m₃)、一日平均配水量は40,951^m₃(前年度41,207^m₃)となりました。

有収水量においても、前年度に比べて212,241^m₃(1.5%)減量し、有収率においても、93.3%(前年度94.2%)と減少しておりますが、老朽管の計画的な更新・管路診断調査業務委託の効果により高い水準を維持しています。

< 建 設 改 良 >

本年度施行した主な事業内容は、次のとおりです。

(整備建設事業)

整備建設事業は、起債事業として施工していますが、耐震性向上のために老朽化した谷水ポンプ場築造工事等を、事業費7,312万2,500円で施工し、給水区域内の円滑な給水確保及び耐震化を図るため、2,040.83mの導・送・配水管の新設及び布設替えを、事業費1億1,762万5,200円で施工しました。

(改良建設事業)

① 安定的に給水ができる地震などの災害に強い水道の整備

配水池施設の整備として、耐震性向上のために老朽化した赤上ポンプ場築造工事等を、事業費1億9,957万4,994円で施工しました。

送・配水管施設の整備としては、給水区域内の円滑な給水確保及び耐震化を図るため、9,460.01mの配水管等の新設・布設替え等を、事業費4億9,502万1,450円で施工しました。

② 安全で安心できる生活を支える水道の整備

西藤町地内等の鉛製給水管の取替えに伴う舗装復旧工事を、事業費705万750円で施工しました。

③ その他の整備

水源池施設の整備として、久山田貯水池護岸整備（左岸）工事3工区等を、事業費1,270万5,000円で施工し、浄水場施設の整備としては、配水管理センター監視装置増設工事等を、事業費345万5,550円で施工し、さらに庁舎施設の整備として、長江浄水場非常用発電機設置工事を、事業費706万8,600円で施工しました。

（拡張建設事業）

御調西部上水道拡張事業は、平成24年度から26年度までの3か年継続事業として実施していますが、本年度は第2期工事として配水管11,018.76mの布設及び舗装復旧工事を、事業費3億3,650万2,550円で施工しました。

< 経営・財務 >

本年度の収益的収支は、事業収益では、前年度と比較して給水収益が大幅に減少したことに加え、広島県企業局からの受託建設工事減による受託管理収益が減少したことなどにより、9,142万1,868円（2.2%）の減収となりました。一方、事業費用では、受託管理費、繰延勘定償却などの減少がありましたが、退職給与引当金、御調西部上水道拡張事業進捗による減価償却費の増加などにより4,639万8,436円（1.2%）の費用増となりました。

その結果、収支差引で下表のとおり純利益を計上しました。

事業収益	事業費用	差引（純利益）
4,047,459,464円	3,966,209,756円	81,249,708円

この純利益に前年度繰越利益剰余金を加え、当年度未処分利益剰余金は8,385万2,310円となりましたが、このうち8,000万円を減債積立金及び建設改良積立金として処分する予定です。

また、資本的収支では、建設改良の諸事業のほか企業債償還金等により、下表のとおり執行状況となりました。

収入	支出	差引収入不足額
637,260,347円	1,622,248,586円	△984,988,239円

収入不足補填内訳

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	45,451,315 円
減債積立金	50,000,000 円
建設改良積立金	120,000,000 円
過年度分損益勘定留保資金	749,384,795 円
当年度分損益勘定留保資金	20,152,129 円
計	984,988,239 円

以上、本年度の決算の概況ですが、損益は黒字ではあるものの、昨年度と比較すると大幅に減少しており、今後、給水収益の増加を期待することが難しい状況の中、老朽化した配水施設や管路の更新及び御調西部上水道拡張事業により、資金需要が増大し、減価償却費など資本費の大幅な増高が懸念される状況にあります。

こうした中であって、持続可能な水道事業の構築を図るため、これまで以上の経費節減と経営の安定化に努め、安全で良質な水の安定供給に努めてまいります。

(2) 議会議決事項

(イ) 予算関係

議案番号	議決番号	件名	提出年月日	議決年月日
報告第 8号	—	予算繰越計算書の報告について	H25.06.11	H25.06.11
報告第 9号	—	継続費繰越計算書の報告について	H25.06.11	H25.06.11
議案第 140号	157号	平成25年度尾道市水道事業会計補正予算(第1号)	H25.09.10	H25.09.25
議案第 33号	39号	平成26年度尾道市水道事業会計予算	H26.02.24	H26.03.18

(ロ) 決算関係

議案番号	議決番号	件名	提出年月日	議決年月日
報告第 24号	—	平成24年度尾道市水道事業会計決算の状況報告について	H25.09.10	H25.09.10
議案第 133号	176号	決算認定について(平成24年度尾道市水道事業会計)	H25.09.10	H25.12.03

(ハ) 条例改正その他

議案番号	議決番号	件名	提出年月日	議決年月日
報告第 26号	—	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	H25.09.10	H25.09.10
議案第 98号	104号	尾道市水道給水条例等の一部を改正する条例案	H26.02.24	H26.03.18

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	許認可日	許認可番号
H25.05.30	厚生労働大臣	国庫補助金交付決定 平成25年度水道水源開発等施設整備費 (ライフライン機能強化等事業費)	H25.09.03	厚生労働省 発 健 0903 第3号
H25.05.30	厚生労働大臣	国庫補助金交付決定 平成25年度水道水源開発等施設整備費 (ライフライン機能強化等事業費)	H25.09.04	厚生労働省 発 健 0904 第3号
H25.05.30	厚生労働大臣	国庫補助金追加交付決定 平成25年度簡易水道等施設整備費 (水道未普及地域解消事業)	H25.09.12	厚生労働省 発 健 0912 第7号

(4) 職員に関する事項

定数67名 現在員64名(再任用短時間勤務職員7名)

職員配置表

(平成26年3月31日現在)

水 道 局 長												計	前 年 度 末 現 在 員	比 較 増 △ 減
課名	庶務課長(企業出納員)				工 務 課 長				浄 水 課 長					
係 名	庶 務 係	経 理 係	料 金 係	営 業 所 因 島 瀬 戸 田	施 設 係	給 水 係	維 持 係	管 理 係 因 島 瀬 戸 田	浄 水 一 係	浄 水 二 係	水 質 管 理 係			
主事	6	4	5	1	1					1		18	19	△1
技師	1		1		11	5	7	3	6	8	4	46	48	△2
再任用					(1)	(1)			(3)		(2)	(7)	(5)	2
計	7	4	6	1	12	5	7	3	6	9	4	64	67	△3
					(1)	(1)			(3)		(2)	(7)	(5)	2

(注) 水道局長・庶務課長は庶務係、工務課長は給水係、浄水課長は浄水二係に含める。
再任用短時間勤務職員は、外数である。

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

報告第26号

地方公営企業法第30条第6項の規定に基づいて平成25年度尾道市病院事業会計決算の状況を報告する。

平成26年9月8日

尾道市長 平谷 祐宏

平成25年度尾道市病院事業報告書

目 次

第1 概 況		
1. 総括事項	12
2. 議会議決事項	15
3. 行政官庁認可事項	15
4. 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項	16
5. 職員に関する事項	17
第2 工 事		
1. 建設改良工事	17
2. 保存工事	18
第3 業 務		
1. 業務量に関する事項	19
2. 事業収入に関する事項	21
3. 事業費用に関する事項	22
第4 会 計		
1. 重要契約の要旨	23
2. 企業債及び一時借入金の概況	23
3. その他会計経理に関する主要事項	24
4. 資金収支の概要	25
第5 付属明細書		
1. 収益費用明細書	26
2. 固定資産明細書	32
3. 企業債明細書	34
参考資料		
1. 資本的収入及び支出明細書	38
2. 器械備品購入明細書	40
3. 市立市民病院事業内訳	45

平成25年度尾道市病院事業報告書

第1 概 況

1. 総括事項

市民病院は集中治療室の改修と高性能ICUモニターの導入により、救急医療に対する機能をさらに強化しました。また、高度・多様化する医療需要に対応するため、万能手術台、超音波画像診断装置等の各種医療機器や電子カルテシステムの更新を行い、病院機能の強化と患者サービスの向上に努めました。

瀬戸田診療所では、これまで同様に地域で求められる医療の提供に努めました。

公立みつぎ総合病院は、地域包括ケアシステムの構築により、救急医療及び疾病の治療から地域住民の健康づくり、介護予防、リハビリテーション、在宅ケア、さらに介護・福祉までシームレスなサービス提供をしております。主な事業として、平成23年度から3カ年事業の病院増改築工事を完成し、保健福祉総合施設の改修も行いました。また、X線透視撮影装置や手術用顕微鏡など各種医療機器や検査機器の充実も図りました。

市民病院、公立みつぎ総合病院とも、地域住民の医療ニーズ、介護や保健・福祉ニーズに応えるため、引き続き効率的な運営を図るとともに、健全経営に努め、地域の中核病院としての役割を果たしてまいります。

平成25年度の事業経営概要は次のとおりです。

市立市民病院

(1) 業務量

年間患者数は、入院95,714人、外来150,037人、合計では245,751人となりました。

(2) 収益的収支

収益的収支については、事業収益84億3,109万5,495円に対し、事業費用75億5,914万8,504円で、差引8億7,194万6,991円の純利益を計上しました。

(3) 資本的収支

資本的収支については、資本的収入3億7,603万円に対し、資本的支出が8億2,227万5,925円となり、差引4億4,624万5,925円の不足が生じましたが、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

公立みつぎ総合病院

(1) 業務量

年間患者数は、入院78,593人、外来145,759人、合計では224,352人となりました。

(2) 収益的収支

収益的収支については、事業収益62億4,349万852円に対し、事業費用61億4,246万2,811円で、差引1億102万8,041円の純利益を計上することができました。

(3) 資本的収支

資本的収支については、資本的収入401万6,000円に対し、資本的支出7億7,630万6,043円となり、差引7億7,229万43円の不足が生じましたが、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

《 業 務 量 》

区 分	計			市立市民病院			公立みつぎ総合病院		
	延患者数	一日平均	対前年比	延患者数	一日平均	対前年比	延患者数	一日平均	対前年比
入 院	174,307	477.5	97.8	95,714	262.2	97.7	78,593	215.3	97.9
外 来	295,796	1,152.8	99.4	150,037	614.9	98.5	145,759	537.9	100.3
計	470,103	1,630.3	98.8	245,751	877.1	98.2	224,352	753.2	99.5

《 収 益 的 収 支 》

(単位 円)

区 分	計		市立市民病院		公立みつぎ総合病院	
	金 額	対前年比	金 額	対前年比	金 額	対前年比
収 入 額	14,674,586,347	105.5	8,431,095,495	109.4	6,243,490,852	100.6
支 出 額	13,701,611,315	99.2	7,559,148,504	99.2	6,142,462,811	99.2
差 引 純 利 益	972,975,032	960.0	871,946,991	1,001.1	101,028,041	708.9

《 資 本 的 収 支 》

(単位 円)

区 分	計		市立市民病院		公立みつぎ総合病院	
	金 額	対前年比	金 額	対前年比	金 額	対前年比
収 入 額	380,046,000	37.6	376,030,000	168.8	4,016,000	0.5
支 出 額	1,598,581,968	80.8	822,275,925	115.3	776,306,043	61.4
差 引 不 足 額	1,218,535,968	125.8	446,245,925	91.0	772,290,043	161.4

《不足額の補填内訳》

(単位 円)

区 分	金 額	病 院 別 内 訳	
		市 立 市 民 病 院	公 立 み つ ぎ 総 合 病 院
減 債 積 立 金	80,000,000	0	80,000,000
建 設 改 良 積 立 金	0	0	0
過年度分損益勘定留保資金	398,038,674	7,038,674	391,000,000
当年度分損益勘定留保資金	37,380,308	0	37,380,308
繰 越 利 益 剰 余 金	673,476,070	438,476,070	235,000,000
そ の 他 積 立 金	0	0	0
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	29,640,916	731,181	28,909,735
計	1,218,535,968	446,245,925	772,290,043

2. 議会議決事項

議案番号	議決番号	件名	提出年月日	議決年月日
平成25年 報告第25号	—	平成24年度尾道市病院事業会計決算の状況報告について	H25.9.10	—
平成25年 議案第134号	平成25年 第177号決	決算認定について（平成24年度尾道市病院事業会計）	H25.9.10	H25.12.3
平成25年 議案第141号	平成25年 第158号決	平成25年度尾道市病院事業会計補正予算（第1号）	H25.9.10	H25.9.25
平成25年 議案第153号	平成25年 第170号決	尾道市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	H25.9.10	H25.9.25
平成25年 議案第179号	平成25年 第201号決	平成25年度尾道市病院事業会計補正予算（第2号）	H25.12.3	H25.12.17
平成26年 議案第10号	平成26年 第10号決	平成25年度尾道市病院事業会計補正予算（第3号）	H26.2.19	H26.2.24
平成26年 議案第34号	平成26年 第40号決	平成26年度尾道市病院事業会計予算	H26.2.24	H26.3.18
平成26年 議案第99号	平成26年 第105号決	尾道市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案	H26.2.24	H26.3.18
平成26年 議案第100号	平成26年 第106号決	尾道市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	H26.2.24	H26.3.18

3. 行政官庁認可事項

市立市民病院

届出・許認可年月日	受理・許可番号	所管庁	内容
H25.4.22	指令東保厚第3号	東 部 保 健 所 長	ICU/HCU改修工事開設許可事項変更許可
H25.8.23	指令東保厚第36号	東 部 保 健 所 長	ICU/HCU改修工事構造設備使用許可
H26.3.7	指令東保厚第253号	東 部 保 健 所 長	救急外来用途変更開設許可事項変更許可
H26.3.17	指令東保厚第264号	東 部 保 健 所 長	救急外来用途変更構造設備使用許可

公立みつぎ総合病院

届出・許認可年月日	受理・許可番号	所 管 庁	内 容
H25. 4. 8	指令東保厚第1号	東 部 保 健 所 長	病院開設許可事項変更許可
H25. 6. 26	指令東保厚第20号	東 部 保 健 所 長	1、2、3、4、5号館及び救急棟構造設備使用許可
H25. 7. 31	指令東保厚第25号	東 部 保 健 所 長	病院開設許可事項変更許可
H25. 8. 25	指令東保厚第37号	東 部 保 健 所 長	1、2、3、4、5号館及び救急棟構造設備使用許可
H25. 9. 6	指令東保厚第40号	東 部 保 健 所 長	病院開設許可事項変更許可
H25. 9. 30	指令東保厚第50号	東 部 保 健 所 長	1、2、3、4号館構造設備使用許可

4. 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

5. 職員に関する事項

職員数

(単位 人)

区	分	医師	薬剤師	技師	看護師	保健師	社会福祉士 相談員	福祉士 介福祉士	看護 補助者	事務員	その他	計	備考	
平成 25 年 3 月 31 日		68	23	169	471	15	21	119	6	45	2	939		
平成 26 年 3 月 31 日		69	23	177	468	13	21	117	7	43	3	941		
比較 増 △ 減		1	0	8	△ 3	△ 2	0	△ 2	1	△ 2	1	2		
病院 別 内 訳	市立 市民 病院	平成25年3月31日	45	14	55	297	0	3	0	0	23	0	437	
		平成26年3月31日	47	13	56	302	0	3	0	0	22	0	443	
		比較 増 △ 減	2	△ 1	1	5	0	0	0	0	△ 1	0	6	
	公立 みつ ぎ総 合病 院	平成25年3月31日	23	9	114	174	15	18	119	6	22	2	502	
		平成26年3月31日	22	10	121	166	13	18	117	7	21	3	498	
		比較 増 △ 減	△ 1	1	7	△ 8	△ 2	0	△ 2	1	△ 1	1	△ 4	

(注) 病院事業管理部職員2名については上記職員数に含まない。

報告第27号

平成26年9月8日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市議会議長 藤本 友行 様

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく尾道市健全化判断比率及び尾道市の公営企業会計に係る資金不足比率を次のとおり報告する。

平成25年度決算に基づく尾道市健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.0	58.6
(11.57)	(16.57)	(25.0)	(350.0)

- 備考
- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。
 - 2 ()内は、尾道市の早期健全化基準である。

<参考>各比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (すべての会計の実質赤字の比率)	市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

＜算定資料＞総括表 健全化判断比率の状況（平成25年度決算）

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
342050	広島県	尾道市	-	-	9.0	58.6
団体区分	3.市					

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	11.57	16.57	25.0	350.0
	36,194,024	3,047,144	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

＜算定資料＞内訳1 実質赤字比率の状況（平成25年度決算）

団体名

広島県尾道市

(単位:千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰 り越すべき 財源(4) (5~9-10)	継続費 通次繰 越額(5)	繰越明許 費繰越額 (6)	事故繰 越繰越 額(7)	事業繰 越額 (8)	支払繰 延額(9)	(5)~(9)に 係る未収入 特定財源 (10)	実質収支額 (11) (3)-(4)	地方債 現在高(12)
一般会計	60,751,264	59,442,610	1,308,654	360,827		2,545,855				2,185,028	947,827	67,921,932
一般会計等に属する特別会計												
港湾事業特別会計	196,714	187,863	8,851	0							8,851	
夜間救急診療所事業特別会計	216,898	216,898	0	0							0	
救護施設事業特別会計	226,790	226,790	0	0							0	32,001
合計	61,391,666	60,074,161	1,317,505	360,827	0	2,545,855	0	0	0	2,185,028	956,678	67,953,933

(分母比)

2.6

217

標準財政規模	36,194,024
実質赤字比率(%)	-2.64

↑ この比率は実質収支が赤字である場合、負の値です。
この場合は、「-」(比率なし)になります。

＜算定資料＞内訳2 連結実質赤字比率の状況（平成25年度決算）

団体名 広島県尾道市

(単位:千円)

会計名		実質収支額	(分母比)
一般会計等 する 一般会計等に 属する 特別会計	一般会計	947,827	2.6
	港湾事業特別会計	8,851	0.0
	夜間救急診療所事業特別会計	0	
	救護施設事業特別会計	0	
小計		956,678	2.6
標準財政規模		36,194,024	100.0
実質赤字比率 (%)		-2.64	※

会計名		実質収支額	(分母比)
外 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業特別会計	451,260	1.2
	駐車場事業特別会計	0	
	介護保険事業特別会計	5,551	0.0
	後期高齢者医療事業特別会計	41,939	0.1

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	2,647,562 7.3
		病院事業会計	4,825,301 13.3
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業		
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	千光寺山索道事業特別会計	74 0.0
		公共下水道事業特別会計	0
		漁業集落排水事業特別会計	0
		特定環境保全公共下水道事業特別会計	0
		農業集落排水事業特別会計	0
		渡船事業特別会計	0
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業		
合計		8,928,365	24.7
標準財政規模(再掲)		36,194,024	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-24.66	※

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値です。
この場合は、「-」(比率なし)になります。

<算定資料>内訳3 実質公債費比率の状況(平成25年度決算)

団体名 広島県尾道市

(単位:千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く。)	積立不足額を考慮して算定した額	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利息	特定財源の額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成23年度	7,772,803			1,387,021	7,306			1,437,848	1,322,630	97,831	2,916,955	287,535
平成24年度	7,650,988			1,311,106	4,134		99	1,343,947	1,295,640	111,167	3,041,137	271,867
平成25年度	7,652,309			1,323,934			208	1,310,458	1,222,978	123,845	3,199,267	236,319

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成23年度	16,786	117,351	20,438,353	13,063,940	2,681,506
平成24年度	18,287	125,900	19,572,064	13,369,952	2,797,140
平成25年度	19,548	146,601	19,789,728	13,357,152	3,047,144

⑱
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)(%)
平成23年度	9.5
平成24年度	8.9
平成25年度	8.7

実質公債費比率(3力年平均)(%)
9.0

実質公債費比率(単年度)の計算式

$$= \frac{(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦) - (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑱)}{(⑮+⑯+⑰) - (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑱)}$$

＜算定資料＞内訳4 将来負担比率の状況（平成25年度決算）

団体名 広島県尾道市

将来負担額 A

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額				連結実質赤字額	組合等連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
67,953,933	0	15,059,349	0	12,000,837	0	0	0	0	0	0

(分母比)

218

48

38

充当可能財源等 B

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
12,325,477	12,687,562	10,795,910	51,680,923

(分母比)

39

41

35

165

将来負担額 A

95,014,119

304

充当可能財源等 B

76,693,962

246

A - B

18,320,157

59

将来負担比率 (%)

58.6

標準財政規模 C

36,194,024

116

算入公債費等の額 D

4,948,558

16

C - D

31,245,466

100

平成25年度決算に基づく尾道市資金不足比率

会 計 名	資金不足比率 (%)
尾道市水道事業会計	—
尾道市病院事業会計	—
尾道市千光寺山索道事業特別会計	—
尾道市公共下水道事業特別会計	—
尾道市漁業集落排水事業特別会計	—
尾道市特定環境保全公共下水道事業特別会計	—
尾道市農業集落排水事業特別会計	—
尾道市渡船事業特別会計	—

- 備 考
- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。
 - 2 経営健全化基準は、各会計ごとに20.0%である。

<参考>比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支に当たる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

＜算定資料＞公営企業会計に係る資金不足比率(平成25年度決算)

共通事項 法適用企業										公営企業会計に係る資金不足額等 法適用企業													(14) 合計	20.8								
地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名等	団体区分	標準財政規模 x	特別会計名	事業区分	宅造区分	法適用	a-b-c(-d)	流動負債 a	控除未払金等 b	控除額 c	土地前受金 d (宅造)	算入地方債	e-f-g(-h)	流動資産 e	控除財源 f	控除額 g	土地評価差額 h (宅造)	(4) 地方債残高(宅造)	(5) 長期借入金(宅造)	(6) 令3条1項の額・令4条の額	(7) 解消可能資金不足額	(8) 資金不足額・剰余額(連結実質赤字比率)	(9) 資金不足額(資金不足比率)	(10) 営業収益の額-受託工事収益の額	(11) うち指定管理者利用料金	(11) 資本+負債(宅造のみ)	(12) 事業の規模(10)or(11)	資金不足比率(9)/(12)(%)	(13) 繰越欠損金	標準財政規模比(8)/x(%)
342050	広島県	尾道市	3	38,194,024	水道事業会計	水道	1	法適用	1,024,304	1,024,304					3,671,866	3,671,866							▲ 2,647,562	0	2,647,562	-	3,560,962		3,560,962	-		7.3
342050	広島県	尾道市	3	38,194,024	病院事業会計	病院	1	法適用	1,226,133	1,226,133					6,051,434	6,051,434							▲ 4,825,301	0	4,825,301	-	12,408,505		12,408,505	-		13.3
共通事項 法非適用企業										公営企業会計に係る資金不足額等 法非適用企業													(単位:千円)									
地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名等	団体区分	標準財政規模 x	特別会計名	事業区分	宅造区分	非適用	(1) 歳出額	(2) 算入地方債	(3) s-t1-t2-t3-t4-t5+t'	繰入額 s	繰越明許費繰越額 t1	繰越明許費繰越額 t2	事故繰越繰越額 t3	事業繰越繰越額 t4	支払繰越繰越額 t5	未収入特定財源 t'	(3') 土地収入見込額(宅造)	(4) 地方債残高(宅造)	(5) 長期借入金(宅造)	(6) 令3条1項の額・令4条の額	(7) 解消可能資金不足額	(8) 資金不足額・剰余額(連結実質赤字比率)	(9) 資金不足額(資金不足比率)	(10) 営業収益の額-受託工事収益の額	(11) うち指定管理者利用料金	(11) 資本+負債(宅造のみ)	(12) 事業の規模(10)or(11)	資金不足比率(9)/(12)(%)	標準財政規模比(8)/x(%)	
																																▲ 74
342050	広島県	尾道市	3	38,194,024	千光寺山築道事業特別会計	観光施設	1	非適用	279,877		279,951	279,951											▲ 74	0	74	-	77,039		77,039	-	***	0.0
342050	広島県	尾道市	3	38,194,024	公共下水道事業特別会計	下水道	1	非適用	1,670,541		1,670,541	1,670,541											0	0	0	-	429,702		429,702	-	***	-
342050	広島県	尾道市	3	38,194,024	漁業集落排水事業特別会計	下水道	1	非適用	18,230		18,230	18,230											0	0	0	-	2,838		2,838	-	***	-
342050	広島県	尾道市	3	38,194,024	特定環境保全公共下水道事業特別会計	下水道	1	非適用	184,577		184,577	184,577											0	0	0	-	77,003		77,003	-	***	-
342050	広島県	尾道市	3	38,194,024	漁業集落排水事業特別会計	下水道	1	非適用	31,728		31,728	31,728											0	0	0	-	8,567		8,567	-	***	-
342050	広島県	尾道市	3	38,194,024	渡船事業特別会計	交通	1	非適用	32,019		32,019	32,019											0	0	0	-	4,439		4,439	-	***	-

※団体区分の3は一般の市である。
 ※宅造区分の1は宅地造成事業を行っていない会計である。
 ※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

尾 監 査 第 7 5 号

平成26年8月18日

尾道市長 平 谷 祐 宏 様

尾道市監査委員 恵 谷 豊 昭

同 高 橋 和 司

同 村 上 泰 通

平成25年度尾道市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

平成25年度

健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

尾道市監査委員

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	健全化判断比率の状況	2
2	資金不足比率の状況	11
3	むすび	13

(注)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として千円単位で表示している。
- 2 比率「%」は、表示単位未満を四捨五入している。
- 3 文中のポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 4 各表中の符号等の用法は次のとおりである。

「△」は負数又は減数、「－」は該当数値がないもの又は比較不能なもの

平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成25年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 平成25年度決算に基づく資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成26年7月16日から同年8月8日まで

第3 審査の方法

この審査は、市長から送付された平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して適正であると認めた。

審査の内容は、次のとおりである。

1 健全化判断比率の状況

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率は、次のとおりであり、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っている。

(単位:%)

区 分	平成25年度	平成24年度	増 減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.57	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.57	30.00
実質公債費比率	9.0	9.4	△ 0.4	25.0	35.0
将来負担比率	58.6	63.1	△ 4.5	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示している。

(1) 実質赤字比率について

この比率は、一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質収支は 9 億 5,667 万 8 千円の黒字であり、実質赤字額がないため実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額は、次のとおりである。特別会計については、一般会計より繰入を行い収支均衡となるため、会計相互間の重複額を控除した純計後の額による比較とした。

(単位:千円、%)

会 計 名	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
一 般 会 計	1,149,960	333,375	816,585	244.94
港 湾 事 業 特 別 会 計	11,837	8,423	3,414	40.53
夜間救急診療所事業特別会計	△ 152,578	△ 92,924	△ 59,654	64.20
救護施設事業特別会計	△ 52,541	△ 41,837	△ 10,704	25.59
合 計	956,678	207,037	749,641	362.08
標 準 財 政 規 模	36,194,024	35,739,156	454,868	1.27
参 考 比 率	△ 2.64	△ 0.57	△ 2.07	

参考として、実質収支額(黒字額)を標準財政規模で除した計算上の比率は、△2.64%であり、前年度の△0.57%に比べ 2.07 ポイント改善している。

[標準財政規模]

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
標 準 税 収 入 額 等	19,789,728	19,572,064	217,664	1.11
普 通 交 付 税 額	13,357,152	13,369,952	△ 12,800	△ 0.10
臨時財政対策債発行可能額	3,047,144	2,797,140	250,004	8.94
合 計	36,194,024	35,739,156	454,868	1.27

標準財政規模は 361 億 9,402 万 4 千円で、前年度に比べ 4 億 5,486 万 8 千円(1.27%)増加している。これは、普通交付税額が減少したものの、標準税収入額等及び臨時財政対策債発行可能額がそれぞれ増加したためである。

(2) 連結実質赤字比率について

この比率は、すべての会計の実質赤字または資金不足額の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の全会計の赤字額と黒字額を合算した連結実質収支額等は 89 億 2,836 万 5 千円の黒字であり、連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額及び資金剰余額（一般会計との繰入・繰出額を含む。）は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

会 計 名	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
一 般 会 計	947,827	201,065	746,762	371.40
港 湾 事 業 特 別 会 計	8,851	5,972	2,879	48.21
夜間救急診療所事業特別会計	0	0	0	-
救護施設事業特別会計	0	0	0	-
国民健康保険事業特別会計	451,260	390,686	60,574	15.50
駐車場事業特別会計	0	0	0	-
介護保険事業特別会計	5,551	45,232	△ 39,681	△ 87.73
後期高齢者医療事業特別会計	41,939	45,334	△ 3,395	△ 7.49
水 道 事 業 会 計	2,647,562	2,471,850	175,712	7.11
病 院 事 業 会 計	4,825,301	4,289,562	535,739	12.49
千光寺山索道事業特別会計	74	2,897	△ 2,823	△ 97.45
公共下水道事業特別会計	0	0	0	-
漁業集落排水事業特別会計	0	0	0	-
特定環境保全公共下水道 事 業 特 別 会 計	0	0	0	-
農業集落排水事業特別会計	0	0	0	-
渡 船 事 業 特 別 会 計	0	0	0	-
合 計	8,928,365	7,452,598	1,475,767	19.80
標 準 財 政 規 模	36,194,024	35,739,156	454,868	1.27
参 考 比 率	△ 24.66	△ 20.85	△ 3.81	

参考として、連結実質収支額等（黒字額）を標準財政規模で除した計算上の比率は△24.66%であり、前年度の△20.85%に比べ3.81ポイント改善している。

連結実質収支額等の合計は89億2,836万5千円で、前年度に比べ14億7,576万7千円（19.80%）の増加となっている。これは、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計及び千光寺山索道事業特別会計で黒字額が減少したものの、一般会計及び国民健康保険事業特別会計等の実質収支の黒字額、水道事業会計及び病院事業会計の資金剰余額が増加したためである。

(3) 実質公債費比率について

この比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示すものである。平成23年度から平成25年度の3か年平均が平成25年度の比率となる。

実質公債費比率は9.0%で、前年度に比べ0.4ポイント改善しており、早期健全化基準(25.0%)を下回った数値となっている。また、単年度で比較してみると、当年度は前年度に比べ0.2ポイント改善している。これは、算定式において、標準財政規模の増加により分母が増加したことと、地方債の元利償還金・準元利償還金の合計は若干増加したものの、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が増加したことにより分子が減少したためである。

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
A 元 利 償 還 金	7,652,309	7,650,988	1,321	0.02
B 準 元 利 償 還 金	1,324,142	1,315,339	8,803	0.67
C 特 定 財 源	1,310,458	1,343,947	△ 33,489	△ 2.49
D 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	4,948,558	4,863,998	84,560	1.74
E 標 準 財 政 規 模	36,194,024	35,739,156	454,868	1.27
実質公債費比率(3か年平均)	9.0	9.4	△ 0.4	
実質公債費比率(単年度) {(A+B)-(C+D)} / (E-D)	8.7	8.9	△ 0.2	

(ア) 元利償還金、準元利償還金

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
元利償還金(一般会計等)	7,652,309	7,650,988	1,321	0.02
水道事業会計	112,849	36,612	76,237	208.23
病院事業会計	394,405	431,207	△ 36,802	△ 8.53
千光寺山索道事業特別会計	0	0	0	-
公共下水道事業特別会計	679,932	714,449	△ 34,517	△ 4.83
漁業集落排水事業特別会計	9,977	8,787	1,190	13.54

特定環境保全公共下水道事業特別会計	103,610	96,749	6,861	7.09
農業集落排水事業特別会計	23,161	23,302	△ 141	△ 0.61
一部事務組合	0	4,134	△ 4,134	皆減
公債費に準ずる債務負担行為額	0	0	0	—
一時借入金利子	208	99	109	110.10
合計	8,976,451	8,966,327	10,124	0.11

元利償還金及び準元利償還金は、前年度に比べ1,012万4千円(0.11%)の増加となっている。これは、病院事業会計や公共下水道事業特別会計等において準元利償還金が減少したものの、水道事業会計の準元利償還金が大幅に増加したことや特定環境保全公共下水道事業特別会計等において、準元利償還金が増加したことによるものである。

(イ) 特定財源

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	—
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	12,393	12,711	△ 318	△ 2.50
公営住宅使用料	181,503	205,004	△ 23,501	△ 11.46
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	1,116,562	1,126,232	△ 9,670	△ 0.86
合計	1,310,458	1,343,947	△ 33,489	△ 2.49

特定財源は、前年度に比べ3,348万9千円(2.49%)の減少となっている。これは、公営住宅使用料の減少をはじめ、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等が減少したためである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	1,346,823	1,406,807	△ 59,984	△ 4.26
災害復旧費等に係る基準財政需要額	3,435,586	3,313,004	122,582	3.70
密度補正により基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金	166,149	144,187	21,962	15.23
合 計	4,948,558	4,863,998	84,560	1.74

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ 8,456 万円 (1.74%) の増加となっている。これは、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が減少したものの、災害復旧費等に係る基準財政需要額及び密度補正により基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金が増加したためである。

(4) 将来負担比率について

この比率は、地方債残高や退職手当支給予定額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の将来負担比率は 58.6%で、前年度に比べ 4.5 ポイント改善しており、早期健全化基準 (350.0%) を下回っている。これは、将来負担額が減少し、さらに基金などの充当可能な財源が増加したことにより分子が減少したこと、また、標準財政規模の増加により分母が増加したことによるものである。

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
A 将来負担額	95,014,119	95,635,627	△ 621,508	△ 0.65
B 充当可能財源等 (基金・特定歳入等)	76,693,962	76,124,348	569,614	0.75
計 (A - B)	18,320,157	19,511,279	△ 1,191,122	△ 6.10
C 標準財政規模	36,194,024	35,739,156	454,868	1.27
D 元利償還金・準元利償還金に係る 標準財政需要額算入額	4,948,558	4,863,998	84,560	1.74
計 (C - D)	31,245,466	30,875,158	370,308	1.20
将来負担比率 (A - B) / (C - D)	58.6	63.1	△ 4.5	

(ア) 将来負担額

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
地方債の現在高	67,953,933	68,464,548	△ 510,615	△ 0.75
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	-
公営企業債等繰入見込額	15,059,349	15,089,833	△ 30,484	△ 0.20
組合負担等見込額	0	0	0	-
退職手当負担見込額	12,000,837	12,081,246	△ 80,409	△ 0.67

設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	—
連結実質赤字額	0	0	0	—
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	—
合 計	95,014,119	95,635,627	△ 621,508	△ 0.65

将来負担額は950億1,411万9千円で、前年度に比べ6億2,150万8千円(0.65%)の減少となっている。これは、一般会計等に係る地方債現在高、退職手当負担見込額及び公営企業債等繰入見込額が減少したためである。

(イ) 充当可能な財源

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
充 当 可 能 基 金	12,325,477	11,807,682	517,795	4.39
充 当 可 能 特 定 歳 入	12,687,562	13,817,562	△ 1,130,000	△ 8.18
(うち都市計画税)	10,795,910	11,658,627	△ 862,717	△ 7.40
基準財政需要額算入見込額	51,680,923	50,499,104	1,181,819	2.34
合 計	76,693,962	76,124,348	569,614	0.75

充当可能な財源は766億9,396万2千円で、前年度に比べ5億6,961万4千円(0.75%)増加している。これは、都市計画税等の減少による充当可能特定歳入が減少したものの、地方債の償還額等に充当可能な財政調整基金などの基金及び地方交付税の算定に用いる基準財政需要額算入見込額が、それぞれ増加したためである。

2 資金不足比率の状況

この比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合を示すものである。すべての公営企業会計において資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(単位:%)

会 計 名	平成25年度 資金不足比率	平成24年度 資金不足比率	増減	経営健全化 基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	
千光寺山索道事業特別会計	—	—	—	
公共下水道事業特別会計	—	—	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	—	—	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	
渡船事業特別会計	—	—	—	

公営企業会計に属する8会計の内、資金剰余額を生じた会計は、水道事業会計26億4,756万2千円、病院事業会計48億2,530万1千円、千光寺山索道事業特別会計7万4千円である。その他の5会計については、一般会計からの繰入金により収支均衡が図られているため資金不足額は生じていない。

公営企業会計ごとの資金剰余額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

会 計 名		平成25年度	平成24年度	増減額	増減率	
法 適 用	水 道 事 業 会 計	資金剰余額	2,647,562	2,471,850	175,712	7.11
		事業の規模	3,560,962	3,615,484	△ 54,522	△ 1.51
	病 院 事 業 会 計	資金剰余額	4,825,301	4,289,562	535,739	12.49
		事業の規模	12,408,505	12,386,347	22,158	0.18

法 非 適 用	千光寺山索道事業 特別会計	資金剰余額	74	2,897	△ 2,823	△ 97.45
		事業の規模	77,039	77,791	△ 752	△ 0.97
	公共下水道事業 特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	429,702	430,647	△ 945	△ 0.22
	漁業集落排水事業 特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	2,838	2,873	△ 35	△ 1.22
	特定環境保全公共 下水道事業特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
	事業の規模	77,003	78,829	△ 1,826	△ 2.32	
農業集落排水事業 特別会計	資金剰余額	0	0	0	-	
	事業の規模	8,567	8,610	△ 43	△ 0.50	
渡船事業特別会計	資金剰余額	0	0	0	-	
	事業の規模	4,439	4,325	114	2.64	

※法適用企業である水道事業会計、病院事業会計の資金剰余額は、流動資産から流動負債を控除した額である。

※事業の規模とは、営業収益から受託工事収益の額を控除した額である。

3 むすび

当年度の審査に付された比率はすべてにおいて、早期健全化基準、経営健全化基準を下回ったものとなっている。

実質赤字比率については、実質赤字額がないため算定されない。会計相互間の重複額を控除した後の実質収支は、港湾事業を除く 2 つの特別会計で赤字であるが、一般会計の黒字により、合計では 9 億 5,667 万 8 千円の黒字となっている。黒字額は前年度より 7 億 4,964 万 1 千円 (362.08%) 増加している。

連結実質赤字比率については、連結実質赤字額がないため算定されない。連結実質収支額等の合計は 89 億 2,836 万 5 千円で、前年度より 14 億 7,576 万 7 千円 (19.80%) 増加している。これは、介護保険事業特別会計等の実質収支では黒字が減少したものの、一般会計や国民健康保険事業特別会計等の実質収支の黒字額、水道事業会計及び病院事業会計の資金剰余額が増加したことによる。

実質公債費比率については、一般会計等の公債費は微増したものの、交付税に算入される公債費の増加や標準税収入額等と臨時財政対策債発行可能額が増加したことに伴う標準財政規模の増加により、単年度では 8.7% と前年度に比べて 0.2 ポイントの改善となり、3 か年平均では 9.0% と 0.4 ポイントの改善となった。

地方債の現在高については、前年度に比べ 5 億 1,061 万 5 千円 (0.75%) 減少している。これは、新規債の発行を抑制していることにより、元金償還額を下回っているためであるが、今後、新市建設計画の見直しとなれば地方債発行の増加も見込まれるため、地方債発行総額の適切な管理に一層努力されたい。

将来負担比率については、地方債の減少、職員数の削減による退職手当見込額の減少などにより、将来負担額が前年度に比べ 6 億 2,150 万 8 千円 (0.65%) 減少した。一方、地方債の償還額等に充当可能な基金などが増えたことで、充当可能な財源も前年度に比べ 5 億 6,961 万 4 千円 (0.75%) 増加した。また、標準財政規模は前年度と比較して 4 億 5,486 万 8 千円 (1.27%) 増加した。このため、将来負担比率は 58.6%

となり、前年度に比べ4.5ポイント改善した。

資金不足比率については、8会計とも資金不足額がないため比率は算定されない。水道事業会計の資金剰余額は26億4,756万2千円で、前年度に比べ1億7,571万2千円(7.11%)増加となり、病院事業会計の資金剰余額は48億2,530万1千円で、前年度に比べ5億3,573万9千円(12.49%)増加している。公営企業会計については、常に経費の見直しや業務効率の改善を図り、収益の確保と経営状態の的確な把握に努めて、安定した経営基盤の構築を望むものである。

当年度の実質公債費比率と将来負担比率は、昨年度に続き改善となっており、評価するところである。これは、事務事業の見直し等による人件費の削減、建設事業や市債発行額の抑制などの効果によるものであるが、財政運営見通しでは、安全・安心なまちづくりを進めるための事業や扶助費の増加を踏まえ、継続して行財政改革の取り組みを進めることが必要とされている。市債の発行を抑制し、後年度の負担軽減を図るとともに、引き続き効率的な行財政運営に努められ、持続可能な財政構造に向けた取り組みを進められたい。